

清和大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和4年6月

《テーマ 基準 I -A 建学の精神》

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

学園創立者の故真板益夫は学徒出陣により空の有志として出征し、九死に一生を得て生還した。あらゆる面で非常に尊い経験を積み、その中からこの世でもっとも大切なことは、人の真心であることを確信した。帰還直後の昭和 21 年 3 月に「真心教育」の理想実現を目指し木更津英語教習所、昭和 26 年 4 月に木更津家政女学校を設立した。昭和 35 年には学校法人君津学園が認可された。以後、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、清和女子短期大学附属高等学校、清和女子短期大学附属幼稚園、市原中央高等学校、清和大学を設置した。木更津中央高等学校、清和女子短期大学附属高等学校は統合され、現在の木更津総合高等学校になった。清和女子短期大学は、平成 15 年 4 月に清和大学短期大学部と名称を変更し、現在に至っている。

従って清和大学短期大学部の建学の精神は、「真心教育」であり、「真心教育」は君津学園全体の建学の精神である。「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育であり、その内容は、次のとおりである。

- 一、社会の良心となる人物の育成
- 二、心身健康な明るい青年の育成
- 三、知育偏重、画一主義の排除
- 四、唯物主義、唯物史観の世界観を教育の根底としない
- 五、個性の伸長と可能性の発現に努める
- 六、事に処するに積極能動的な人物の育成
- 七、霜雪にくじけない強靱な魂の育成

また、「真心教育」を実践する際のわかり易い指針として、次の 3 点を挙げている。

- 一、社会の良心たる人物となれ
- 二、困難にくじけない逞しい人物になれ
- 三、大いなる真実の自己に生きよ

この建学の精神に基づき、人間性の全人的形成、及び個人の可能性の開発伸長を

通じて、社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことが、基本となる教育理念として確立している。

(2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

戦後、教育基本法が施行されたのが1947年。君津学園の第一歩である木更津中央高等学校が設立されたのが1961年。真板が「真心教育の本義」を示したのが1983年。そして現行の教育基本法は2006年に改正されている。

現教育基本法(2006)と旧教育基本法(1947)を比較しながら真板の「真心教育」について述べる。旧教育基本法の第二条は「方針」に対して新教育基本法では「目標」として明確に方向性を打ち出している。その一番の特色が第一項で、知育・徳育・体育の3育を教育の基本原則として明確化している。戦後すぐに出された旧教育基本法(1947)では「道德心」という言葉は盛り込まれず、また「知育」「徳育」「体育」と3育を明確に打ち出すことができなかった。

しかし、現行の教育基本法(2006)は「道德心」という言葉を提示し、第二項から第五項までの内容もほぼ「徳育」の内容と言って良いほど詳しく述べられている。徳育は、「社会(その国、その時代)が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みであり、幅広い知識と教養、豊かな情操と道德心、健やかな身体をはぐくむという、知・徳・体の調和ある人格の完成を目指す教育の根幹を担うものであると言える。「真心教育」では教育基本法の「知・徳・体」すべてを大切にするが、「徳」を根幹として考える。心がすべての始まりである。三輪車に例えるならば、前輪が「徳」であり、後輪が「知・体」である。自分の人生の方向性を決める前輪が「徳」すなわち「真心」であると考え。真板は知育偏重教育に対して次のように言う。「現在の学校では知育偏重、詰め込み教育だけがあって、画一主義一点張りの教育ということだけがまかり通っていて、個性を、そして個人の可能性を引き出す教育は今日では難しい課題となっています。」真心教育7箇条の3、4でも知識偏重、画一主義、唯物主義、唯物史観を否定し、心を育てる徳育の重要性を訴えている。

真心教育の7箇条の3、4以外は教育基本法の教育の目標5項目と方向性はほぼ同じである。どちらも全人教育、人格教育を目指すものである。改正教育基本法施行の23年前に真板は「真心教育の本義」で明確に打ち出している。

また、「真心」を道德性と捉えるならば、学習指導要領で示されている内容項目のひとつという偏狭な概念ではなく、A) 主として自分自身に関する事、B) 主として人との関わりに関する事、C) 主として集団や社会との関わりに関する事、D) 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事、のすべてを包括する概念である。このように建学の精神は教育基本法の方向性と一致しており、公共性を有していると言える。

また、2021年度の卒業生は公立保育園6園を含み保育園25園、幼稚園、幼保連携型認定こども園14園、6施設、学童・放課後デイサービスと多岐にわたって就職している。また家庭状況によっては非常勤・パートとして保育園、幼稚園に勤務する形の学生もいる。そのような広く社会に貢献できる人材を育成していることから

も、私立学校の建学の精神として公共性を有していると言える。

(3) 建学の精神を学内外に表明している。

建学の精神は「ホームページ」「大学案内」に掲載し、学外に向けて発信している。また清和大学短期大学部を含む君津学園の広い敷地の随所に「真心」の碑や「真心の塔」「真心池」「真心道場」など真心の名を冠とした施設や看板等が多数あり、来校者に向けて建学の精神を発信している。また、木更津駅から本校に向かう途中にも大きな看板を設け、道行く人にも発信をしている。

(4) 建学の精神を学内において共有している。

入学式、新入生オリエンテーション、館山集中授業、清和祭（学園祭）、卒業式、卒業記念発表会といった式典や学校行事の際に、建学の精神と学園の伝統について学長による講話の時間を設けて学生ならびに教職員に伝えている。また、「学生便覧にも掲載している。」

平成 27 年度からは君津学園キャンパス内の各校舎の随所に故真板益夫筆による「凡事徹底」と記したポスターを掲示し、教職員、学生、生徒に「真心教育」の具体的な行動指針を示している。

- 一、教師は、率先垂範を旨とし、「まごころ教育」を実践する。
 - 二、生徒（学生）は休まず、遅れず登校し、話をよく聞き、全力を尽くす。
 - 三、身だしなみを整え、相手の心に届くように笑顔を湛えて挨拶する。
 - 四、心を込めて、校舎内外に行き届いた清掃をする。
- そんな当たり前のことを、当たり前に行う。これが成功の秘訣である。

名誉理事長 真板益夫

大学全入時代を迎え、一部の教科に関して基礎学力に若干不安を覚える学生が在籍している現状があることは否めない。専門的な領域を教育すると同時に基礎学力の徹底や生活指導を丁寧に行うこと等、教員に求められる教育活動の範囲は増加傾向にある。しかし、一人ひとりの学生の可能性を開発し、豊かに成長させる責任を持つことは当然である。学園創立者の故真板益夫は生前教職員を前に「学生、生徒に対し、常に目をかけ、声かけ、手をかけろ」と訓示した。この真板益夫の言葉の実践こそが「真心教育」そのものであると教職員は理解し、ここでも創立者の建学の理念を共有している。

清和大学短期大学部校歌にも「真心教育」の理念の下、真理を探究し、身の修養に懸命に努力する若人の姿が謳われている。学生は卒業式で2年間の学園生活の思い出を胸に声高らかに校歌を二部合唱し巣立っていく。これも建学の精神の確認といえる。

建学の精神を学生たちが深く学べるように令和元年度から基礎科目に1年次1単位の必修科目「真心教育」を開講している。創立者の生い立ちから君津学園創設の歴史を学び、さらに「真心」とは何かについて具体的な様々な場面を通して学ん

でいく。この作業を通して学生たちは自分自身の中にある真心に気がつき、その真心で行動しようという意欲を持つようになる。以前は「真心教育の本義」という創立者の著書を配付していたが、学生にとっては難解で実感を伴った理解が難しかったため、基礎科目として学習する機会を設けた。「心がきれいになる気がする」と言った感想も散見され、令和3年度FD委員会によるアンケートにおいても、『「真心教育」の授業を履修して良かったと思いますか』の設問に対して、とても当てはまるとある程度当てはまるという評価を足した肯定的評価の割合は98.3%に達し、効果をあげている。（表I-1）

表I-1 FD委員会による「真心教育講座」授業改善アンケート結果（令和3年度）

| | とても当てはまる | ある程度当てはまる | どちらとも言えない | あまり当てはまらない | 全く当てはまらない | 無回答 |
|--------------------------|----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----|
| 「真心教育」の授業を履修して良かったと思いますか | 93.2% | 5.1% | 1.7% | 0% | 0% | 0% |

(5) 建学の精神を定期的に確認している。

毎年3月末に専任教員と兼任教員が一堂に会し、次年度の教育課程や日程、諸注意などを話し合う教員懇談会（別称、講師会議）を設けており、この教員懇談会は建学の精神を教職員で検討、共有する機会ともなっている。

[区分 基準I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準I-A-2の現状>

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

本学では、地域社会に向けた公開講座として地域の市民大学を実施しているほか、教員のリカレント教育とも言える教員免許更新講習の開講等の生涯学習事業を実施している。木更津市との連携では平成30年度市民講座として佐々木竜太専任講師による新学習指導要領についての講座を開講（表I-2）したが、令和元年・令和2年度はコロナ禍の影響もあり開催することができなかった。

教員免許状更新講習は令和3年度、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を取ったうえで6講座を開講（表I-3）した。

表 I-2 公開講座 開催実績 (令和元年度)

| 月日 | 講座名 (テーマ名) | 参加数 | 教員名 |
|---------------|--|-----|-------|
| 2019. 9.21 | 木更津市生涯学習市民公開講座 新学習指導要領を読み解く ～ 学校教育はどう変わるのか ～ | | 佐々木竜太 |

表 I-3 公開講座 開催実績 (令和3年度)

| 月日 | 講座名 | 参加数 | 区分 | 教員名 |
|------------|-------------------------|-----|----|--------------|
| 2019.7.24 | 学校における教育相談 | 45 | 選必 | 井上美鈴 |
| 2021.8.7 | 心に響く道徳教育 | 65 | 選必 | 柴田克 |
| 2021.8.7 | 幼児・児童の音楽表現活動 | 26 | 選択 | 鈴木希実 |
| 2021.8.28 | 幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導 | 26 | 選択 | 平田和代 古川哲也 |
| 2021.9.18 | 心幼稚園・小学校における道徳教育 | 28 | 選択 | 柴田克 |
| 2021.10.9 | 教育の最新事情 | 33 | 必修 | 佐々木竜太 |
| 2021.10.30 | 幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導 | 27 | 選択 | 平田和代 古川哲也 |

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

平成27年に木更津東高等学校と締結した高大連携事業は平成30年度においては7月に実施した。生徒20数名と引率教員4名が来校し、本学音楽ホールにおいて「演奏法Ⅱ」の特設講座を受講した。当該講座に対する評価は今回も非常に高く、今後もこのような事業を展開することによって、幼稚園教諭や保育士に対する近隣の高校生たちの興味関心が高まることを期待している。令和元年・令和2年度はコロナ禍ということもあり実施することができなかった。

地域・社会の地方公共団体等での活動実績は令和3年度は7講座(表I-5)を実施した。

表 I-4 高大連携事業実績 (令和元年度)

| 月日 | 講座名 (テーマ名) | 参加者数 | 高等学校名 |
|--------|------------|------------|--------------|
| 2019.7 | 演奏法Ⅱ | 生徒20名+教員4名 | 千葉県立木更津東高等学校 |

表 I-5 地域・社会、教育機関、文化団体との協定実績 (令和3年度)

| 月日 | 講座名 (テーマ名) 場所 | 参加者 | 教育機関名、文化団体名等 | 教員 |
|-----------|----------------------------|-----|------------------------|------|
| 2022.2.3 | 昔と今の子育て事情 (松戸市東葛飾学園 浅間台教室) | 100 | 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 | 劉 光鍾 |
| 2021.12.8 | 松本ピアノ展示・演奏 | 50 | いはらアート×ミックス 君津市生涯学習文化課 | 鈴木希実 |

| | | | | |
|-------------|----------------------------------|-----|---------------|------|
| 2021. 7. 28 | 「自尊感情を育てる道徳教育」木更津市夏季教職員研修 | 90 | 木更津市教育委員会 | 柴田 克 |
| 2021. 8. 23 | 「自尊感情を育てる道徳教育」木更津市立太田中学校校内研修 | 35 | 木更津市教育委員会 | 柴田 克 |
| 2021. 10. 2 | 「道徳好きの子どもを育てる授業の創造」匝瑳市立八日市場第一中学校 | 31 | 千葉県教育委員会教育振興部 | 柴田 克 |
| 2021. 12. 8 | 「生徒の自殺予防に向けたSOSの出し方教育」木更津市立第三中学校 | 280 | 木更津市社会福祉協議会 | 柴田 克 |
| 2021. 1. 13 | 「道徳性は何かを問い直す」君津地方教育研究会道徳部会 | 94 | 千葉県教育研究会君津支会 | 柴田 克 |

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

学生のボランティア活動はハンドベル部の活動が顕著である。令和2年度はコロナ禍の影響で、学外への訪問活動は行えなかったが、令和3年度の活動実績は表I-6の通りである。学内の行事に留まらず、地域の行事や福祉施設等からの依頼にも応じて演奏に出かけている。いずれのイベント主催者からも同クラブの演奏は非常に高い評価を受けている。平成30年度のクリスマスコンサートは12月24日に行い、来場した100名を超える地域の方々にハンドベルの魅力を伝えることができたが、令和元年・令和2年度はコロナ禍のためクリスマスコンサートは開催しなかった。

また、教員の社会的活動については表I-7の通り、君津地方の4市において社会的貢献になり得るよう積極的に取り組んでいる。

表I-6 学生、教員によるボランティア活動実績（令和3年度）

| 月日 | 活動内容・ボランティア先 | 参加者数 | ボランティア先 |
|--------------|-----------------------------|---------------|----------------|
| 2021. 8. 2 | ハンドベル・人形劇公演 清和大学附属金田幼稚園 | 1年12名 | 縁日広場 |
| 2021. 8. 3 | ハンドベル・人形劇公演 清和大学附属八重原幼稚園 | 1年12名 | 縁日広場 |
| 2021. 8. 4 | ハンドベル・人形劇公演 清和大学附属畑沢幼稚園 | 1年12名 | 縁日広場 |
| 2021. 12. 4 | クリスマスイルミネーション点灯式 ハンドベル演奏 | 1年2名 2年12名 | 袖ヶ浦市昭和地区自治会 主催 |
| 2021. 12. 9 | クリスマス会 ハンドベル演奏 | 2年12名 | 木更津市立請西保育園 |
| 2021. 12. 12 | クリスマス会 ハンドベル演奏 | 1年2名 2年12名 | 千葉県立富浦学園 |

表 I-7 教員による社会貢献活動実績（令和3年度）

| 月日 | 活動内容 | 場所 | 教員 |
|---|---|-------------|-------|
| 2021. 4. 1～ 2022. 3. 31 | 木更津市社会教育委員会委員 | 木更津市役所朝日庁舎 | 古川哲也 |
| 2021. 4. 1～ 2022. 3. 31 | 富津市子ども子育て委員会委員 | 富津市役所 | 古川哲也 |
| 2021～2022 | 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員 | 木更津市役所朝日庁舎 | 平田和世 |
| 2021. 5. 19 | 君津市立保育園の民営化に係る整備運営事業者選考委員会委員 | 君津市役所 | 竹内直人 |
| 2021. 8. 19～ 8/23 | 令和3年度第1回君津市子ども・子育て会議 | 書面 | 竹内直人 |
| 2021. 11. 16 2021. 12. 24 | （仮称）君津市立貞元保育園新築工事基本・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会オブザーバー | 君津市役所 | 竹内直人 |
| 2022. 1. 12 2022. 3. 31 | 令和3年度第2回君津市子ども・子育て会議 | 書面 | 竹内直人 |
| 2021. 4～20 22. 3 | 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会 研究部 部長 | オンライン（zoom） | 佐々木竜太 |
| 2021. 5. 24 2021. 8. 19 2021. 11. 12 | 木更津市子ども子育て会議 | 木更津総合福祉会館 | 柴田克 |
| 2021. 5. 3 2021. 6. 25 2021. 8. 4 2022. 2. 9 | 富津市公立保育所民間移管受諾選考委員会 | 富津市役所 | 柴田克 |
| 2021. 4. 1～ 2022. 3. 31 | 木更津市教育委員会教育委員 | 木更津市役所朝日庁舎 | 井上美鈴 |
| 2021. 4. 1～ 2022. 3. 31 | 袖ヶ浦市子ども子育て支援会議委員 | 袖ヶ浦市役所 | 井上美鈴 |
| 2021. 4. 1～ 2022. 3. 31 | 木更津市郷土博物館金の鈴 協議会委員 | 木更津市郷土博物館 | 畠山智宏 |

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

1. 現在、基礎科目「真心教育」は1年生1単位のみである。建学の精神を徹底するためには入学時で終わりになるのではなく、2年時においても学び直す必要がある。また、あらゆる授業で「真心教育」に基づいた授業が行われなければならない

と考えるが、教員による授業観、教育観の違いがあることが課題である。学生が保育士や幼稚園教諭として子どもに真心教育を行えるようにすることも大事であるが、大学教員が学生に真心教育を行うことについても大事であると考えている。

2. リカレント教育という点においては、現在教員免許更新講習が重要な位置を占めている。しかし、教員免許更新講習が今年度で終了予定であるため、これに変わるものが必要となってくる。現在のままだと市民講座ひとつとなってしまうので、出前で講座を開くか、聴講可能な講座を設定するか検討が必要である。清和大学の方では出前講座を提供しているがあまり需要はない状態である。

3. 学生のボランティア活動についてはハンドベルクラブの活動のみという状況になっている。コロナ禍で様々な活動が制限されているが、この状況が収まれば、学生たちに園や施設と協力したり、木更津市周辺の機関と連携を図ったりしながら在学中に最低1度はボランティアに取り組む体験をさせたい。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

なし

《テーマ 基準 I -B 教育の効果》

<根拠資料>

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。清和大学短期大学部学則第1条に「目的及び使命」として次のように掲げている。

清和大学短期大学部（以下、本学）は、君津学園の教育理念である「真心教育」の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き養育者・保育者をせしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。

このように、本学の教育目的は生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児

期の教育を担う保育士や幼稚園教諭、さらには社会人として充分貢献しうる資質の涵養を目的にすることにある。本学はこども学科を有し、幼児教育及び保育に携わる保育者を養成する短期大学として認可を受けている。幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の2つの免許資格を取得できることから、こども学科として総合的に教育目的並びに目標を掲げている。

【教育目的】

専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成を目的とする。

【教育目標】

豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者を養成する。

ここでいう良き保育者とは、自主性・積極性を持ち、かつ客観性・柔軟性を備えて、子どもの発達状況を理解し、個別の対応ができるという「子ども理解」ができる保育者のことである。同時に、子どもの成長、発達を助け、その可能性を伸ばすために様々な働きかけができ、保護者と関わり、地域で子育て支援の担い手となる「援助者」としての能力をも合わせ持たなければならない。これらの教育目的及び目標は建学の精神たる「真心教育」に則ったものである。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

これらの教育目的、教育目標はホームページ・大学案内に掲載している。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

学生が幼稚園、保育所、福祉施設で実習を行う際には、その期間中に専任教員が巡回指導を実施している。学生の実習への取り組みを伺うと同時に、教育目的・目標に基づく本学の人材育成について意見及び感想を求め、社会の要請に込えているか定期的に点検している。

毎年実施している就職先へのアンケート調査も活用している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検して

いる。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

(1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

本学の建学の精神は「真心教育」である。この建学の精神に基づき、こども学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを表明し、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者を養成している。またディプロマ・ポリシーに基づき、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得を目指すためのカリキュラム編成を行っている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

本学の教育目的・目標に基づき定めたカリキュラム・ポリシーで「学修成果の評価」を示している。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

カリキュラム・ポリシーで示されている内容を具現化している清和祭（学園祭）、おはなし会、卒業記念発表会などの学校行事はすべて授業の一環として行われ、学習成果を表明する必要な機会となっている。

清和祭は、従来、学友会が企画し実施していた行事であった。しかし、近隣の子ども、保護者を対象に、子ども企画等を通して、保育、幼児教育を目指す学生の学習成果の発表と新たな課題を見つける機会として、平成 25 年度から「基礎演習」「専門演習」「総合保育演習」の授業の一環として実施している。令和 3 年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止のため、附属幼稚園の園児のみを対象として「ニコニコフェスティバル」を開催した。

平成 24 年から実施している「おはなし会」は、未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供、学生による絵本の読み聞かせ、人形劇、紙芝居など各種パフォーマンス、及び教員による保育に関する相談を行い、保育者養成校の専門性を活かした子育て支援、社会貢献活動と位置づけている。しかしながら令和 2 年度、令和 3 年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催を中止している。

卒業記念発表会は、表現系科目の 2 年間の学修成果の発表の機会として、平成 12 年度から毎年 3 月に客席数 700 の「かずさアカデミーホール」で実施している。平成 27 年度からは卒業必修科目「卒業研究（表現）」として単位化された。発表内容は、音楽表現（ピアノ独奏、ハンドベル演奏、貴学合奏、声楽アンサンブル、合唱）、身体表現（創作ダンス）、造形表現（作品展示）の多岐にわたる。卒業記念発表会は学習成果を公表する機会となっている。令和 3 年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止のため、一般公開はせず、卒業生の家族のみ人数制限を行って公開した。

他の学習成果の表明は、卒業者数、幼稚園教諭二種免許状取得者数、保育

士登録資格取得者数、並びに就職状況をホームページで公表する形で行っている。さらに、2年次の「専門演習」において、これまでの学習の要旨を一冊にまとめ、「専門演習要旨集」として毎年刊行している。この冊子は、学生に手渡され、図書館にも所蔵されている。

(4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学習成果は、授業ごとの学習成果とカリキュラム上の学習成果に分けられる。授業ごとの学習成果は、各シラバスに示されている到達目標の達成を測ることで行う成績評価が中心であるが、前期末、後期末に実施する学生による授業アンケートの結果も重要な示唆を与えるものである。また、免許・資格取得に必要な実習科目（「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」）、「総合保育演習」並びに「基礎演習」については、全専任教員の協議で行われている。外部の実習先が評価を行う実習科目は、各実習先による評価の偏りを少なくするために実習評価についての検討を繰り返し、各評価の基準を数値として示すとともに、学内での判断基準も実習評価表に明記している。このように専任教員協議会等を通して定期的に各科目及びカリキュラム上の学習成果を点検している。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分Ⅰ-B-3の現状>

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学では、建学の精神である「真心教育」に基づき、自らへの誇りと自立の気概を持ち、良心に従って行動することのできる教育者・保育者を育成するとともに、子どもたちとより良い人間関係を築く能力の養成を図っている。同時に教育者・保育者としての教養を高め、専門知識と技能を習得させることで、子どもを育成する職業的専門家の養成を目指している。教育者・保育者として巣立ったとき、無限の可能性を秘めた子どもたちのよき理解者としてその個性を伸ばすことができるような教育の実践に向けて、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(イ) ディプロマ・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、こどもたちの未来を育む幼児教育者

・保育者として、所定の期間在学し、基準となる単位数を修得したディプロマ・ポリシーに示す学生に短期大学士の学位を授与する。

【知識・理解】

- 1) 社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
- 2) 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を身につけている。

【汎用的技能】

- 1) さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。
- 2) 時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。

【態度・指向性】

- 1) 謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼される態度を持っている。
- 2) 他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。

【総合的な学習経験と創造的思考力】

- 1) 「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
- 2) 多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

(ロ) カリキュラム・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーの方針に基づき教育課程を編成する。

【学修方法】

- 1) 基礎科目と専門教育科目から構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の習得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
- 2) 学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。

【学修内容】

- 1) 幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置す

る。

2) 教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門知識と技能を養うための体系的なカリキュラムを編成とする。

3) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。

【学修成果の評価】

1) ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況进行评估する。

2) 学生の学修成果を総合的に判断する指標として GPA を活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。

3) 2年間の学びの集大成として「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

（ハ）アドミッション・ポリシー

清和大学短期大学部こども学科では、2年間の学修を経て、幼児教育者・保育者として活躍することができるアドミッション・ポリシーに示す学生を受け入れる。

【知識・技能】

1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。

2) 保育学の専門的な知識・技能を学修する為の基盤となる日本語運用力（文章読解力・要約力・文章表現力等）を身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】

1) 基本的な生活習慣、コミュニケーション能力（自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等）を有している。

2) 知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。

【主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度】

1) 幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門的知識を活かして社会に貢献しようという強い意欲を持っている。

2) 他者と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲を持っている。

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

教務委員会並びに教育改善（FD）委員会にて3つのポリシーの検討を行うこととあわせて点検を行っている。また、本学は、「清和大学短期大学部専任教員協議会の組織と運営に関する規則」に基づき、本学の教育研究に関する諸問題について自由に意見を交換できる場として、専任教員協議会を設置しており、3つのポリシー及び自己点検・評価についても議論されている。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

建学の精神を具体化したのが教育目的・目標である。この教育目標・目的を踏まえた本学の在り方についての議論を全学的に行い、三つの方針を策定している。教育の実践においては、全科目のシラバスにそれぞれの教科の到達目標とディプロマ・ポリシーに示す各項目との対応関係を明示し、教員は学修成果の獲得に向け授業を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

入学案内、学生便覧、ホームページ上に明記するとともに、オープンキャンパス、入学式等でも表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学科・専攻課程の教育目的・教育目標をホームページ、大学案内に掲載し、学内外への表明をしている。本学では例年6月に県内の保育所、社会福祉施設の就職説明会を実施している。今年度は幼稚園の参加も受入れ、6月に2回開催した。数多くの園長・施設長をはじめ採用担当者が参加くださり、学生は各園や施設の待遇、勤務時間、特色についての情報収集に役立てている。

シラバスでは、各教科の「到達目標」が記されているが、ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目全てが網羅されているかどうか、年度ごとの点検が必要である。

令和3（2021）年度から入学定員を100名から80名に変更した。これに伴い、三つの方針の点検を行った。三つの方針の学外への表明は、本学の教育についての具体的な指針の表明である。現在ホームページ、学校案内での掲載に加え、更なる周知徹底を図るべく広報の在り方についての検討を行っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

<<テーマ 基準 I-C 内部質保証>>

「区分 基準 1-C-1 自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。」

※ 当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 自己点検・評価のための規定を及び組織を整備している。

- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 1-C-1 の現状>

- (1) 自己点検・評価のための規定及び組織を整備している。

清和大学短期大学部の自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規則」が定められている。同規則第3条の規定により、学長、教務部長、副教務部長、学生部長、図書館長、教授会の議を経て学長が任命する教員4名（入試委員会、研究委員会、就職委員会、実習委員会の委員長）、大学短大事務局長、学校法人君津学園事務局長から構成されている。

- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会を中心に、各委員会を通じて各担当部会の自己点検・評価を行い、また大学短大事務局長を通じて全事務職員がそれぞれの部署についての自己点検・評価を行っている。

- (3) 定期的に自己点検・評価報告書を公表している。

上記の結果を受けて、各委員会での教員で分担執筆し、前年度の自己点検・評価報告書を作成することになっている。この過程で全教員が報告書の作成に携わっていることになる。

自己点検・評価報告書はホームページに掲載し、公表することを原則としているが、頻度は多くない。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

毎年開催しているFD研修会、SD研修会も教職員、事務職員の自己点検・評価を行う機会と捉えている。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

年度初めには附属幼稚園との連携について園長、副園長等と協議の場を設けており、自己点検・評価活動に関する意見を聴取する機会としている。

- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

教務、学生生活、研究、実習、入試、就職の各委員会での現状報告、課題のまとめ等は、全専任教員の参加する専任教員協議会でも報告され、教員間で共有されている。

自己点検・評価報告書の作成には、自己点検・評価委員会と専任教員協議

会を合同で行い、課題の共有を図っている。自己点検・評価報告書の作成過程で明らかとなったそれぞれの課題は、各委員会で検討され、教育課程、授業評価、学生指導、実習指導などの改善のために役立てられている。

「区分 基準 1-C-2 教育の質を保証している。」

- (1) 学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 1-C-2 の現状>

- (1) 学習効果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

本学の教育の質保証の取り組みは、学業成績、授業評価、実習評価、資格取得率、就職率、及び学生アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートを通して査定している。

成績評価においては、学生の学習意欲を触発し学習目標を明確化することや成績基準評価を学外の評価基準に標準化を図ることを目的に、学習成果の達成状況の指標として GPA を採用している。客観的な指標の算出方法は HP 上で公表している。

- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

毎年度、教務委員会、FD 委員会、実習委員会、就職委員会、学生生活委員会が中心となって、査定の手法を点検している。

- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学生の授業評価は実施方法・質問内容を毎年検討しながら行っている。実習評価は、実習依頼先からの成績評価、及び本学実習担当教員複数による実習日誌の内容を精査し、査定している。昨今は、実習に際して事前指導、事後指導の徹底を図っており、令和 3 年度は幼稚園教諭二種免許状取得率 79%（55 名）、保育士登録資格取得率 83%（62 名）、就職率 94%（65 名）であった。卒業時の学生アンケート、卒業生に対するアンケート、外部評価に相当する就職先アンケートも結果を分析、評価しながら改善を図っている。これらは、就職委員会、学生生活委員会が中心となり実施している。

- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学の学則第 1 条（目的及び使命）では「清和大学短期大学部（以下 本学とする）は君津学園の教育理想である真心教育の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せ

んとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨に則り、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。」と謳っている。これに則り、「学校教育法」「短期大学設置基準」等の法令確認・遵守を、教授会、学長室会議、理事会、評議員会等を通して適切に対応している。

<テーマ 基準1-C 内部質保証の特記事項>

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防を徹底しながら、基本的には対面にて授業を開講することができた（一部オンラインの授業もあった）。

オンラインでの課題提出については不安を感じる学生が一定数いたため、ゼミ担当の教員が中心となり個別の支援を行った。

<基準1 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記した行動計画の実施状況

令和元（2019）年度から卒業必修科目として1年次1単位の「真心教育」を開講した。それまでは「真心教育の本義」を学生に配布していたが、学生にとっては内容が難解であり、実感を伴うまでには至らなかったため、正式は教科として学習する機会を設けた。

平成30年の入学定員及び収容定員の変更と小学校教職課程の取り下げに伴い、3つのポリシーの見直しを行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検で明らかとなった「建学の精神」、「教育の効果」、「内部質保証」のそれぞれの課題については、学長室会議を中心に各委員会で検討を続けていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

《テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程》

＜根拠資料＞

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

(1) 清和大学短期大学部の卒業認定・学位授与の方針は、本学の学則第1条に謳われている「目的および使命」を具体化したものである。「目的および使命」は建学の精神である「真心教育」の精神を基本とし、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とすることである。

学則をもとに平成28年から採用した「清和大学短期大学部ディプロマポリシー（学位授与方針）」は、平成30年4月に、それまでの児童総合学科をこども学科に名称を変更したことを受け、次の通り改訂をおこなった。

「清和大学短期大学部ディプロマポリシー（学位授与方針）」

清和大学短期大学部こども学科では、子どもたちの未来を育む幼児教育者・保育者として以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に短期大学士の学位を授与します。

知識・理解

1. 社会の多様なニーズに対応できる幅広い教養と豊かな人間性を備えている。
2. 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を身につけている。

汎用的技能

1. さまざまな人と相互の理解を促進し、円滑にコミュニケーションを図ることができる。
2. 時代の変化に適切に対応し、多角的な視点から問題を解決するための情報収集及び分析能力を有している。

態度・指向性

1. 謙虚に自身と自らの教育・保育を見つめ、自己管理ができ、他者から信頼さ

れる態度を持っている。

2. 他者と協働しながらチームとして問題を創造的に解決することができる。

総合的な学習経験と創造的思考力

1. 「真心教育」の精神を人間性豊かな教育・保育の専門職として具現化することができる。
2. 多様な学習及び実習や学校行事を通して磨かれた実践力を社会で活かすことができる。

また、このディプロマポリシーを学生へ周知するため、入学時ならびに2年進級時に行われるオリエンテーションの際には、ディプロマポリシーに加え、具体的な卒業要件について（学則第6条）、成績評価の基準について（学則第21条～24条）、また、資格取得の要件について（学則第7条）を合わせて提示し、説明を行っている。特に免許・資格取得の要件については、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）はホームページにて公表している。毎年本学の教育課程を修了した学生の多くが、取得した免許・資格を必要とする職場に就職している。このことから本学の学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等を踏まえつつ、教務委員会、教育改善(FD)委員会等で年度ごとに見直しも含め、検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評

価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等によ

る指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディ

アを利用

して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。本学の教育課程は、清和大学短期大学部ディプロマ・ポリシーに基づき、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得を目指すための教育課程となっている。

◆清和大学短期大学部カリキュラム・ポリシー（教育課程編集・実施の方針）

清和大学短期大学部こども学科では、ディプロマ・ポリシーに示した到達目標を達成するために、以下の方針に基づきカリキュラムを編成しています。

学修方法

- ① 基礎科目と専門教育科目とから構成され、幅広い教養と視野、幼児教育、児童養護の基礎知識と技能の修得に効果的な学修時期、学習形式で授業を実施する。
- ② 学外集中授業、学園祭、お話し会、卒業記念発表会など学内行事を、アクティブ・ラーニングの重要な機会と捉え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行う。

学修内容

- ① 幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するための教養科目を配置する。
- ② 教育職員免許法施行規則ならびに児童福祉法施行規則に定められている教育内容と単位数を充足する科目を設け、幼稚園教諭、保育士として必要な専門的知識と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。
- ③ 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう、よりきめ細かな指導を行うため「基礎演習」「専門演習」を実施する。

学修成果の評価

- ① ディプロマ・ポリシーに示す8つの項目と各授業科目の「到達目標」との対応関係をこども学科のカリキュラムマップで示し、各授業科目の単位認定によりその達成状況の評価する。
- ② 学生の学修成果を総合的に判断する指標として、GPAを活用し、「基礎演習」「専門演習」担当者が適切な個別指導を行う。
- ③ 2年間の学びの集大成として、「卒業研究（表現）」を位置付け、総括的に評価を行う。

(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

学生には、2年間の学びの流れをカリキュラムマップにまとめ提示している。2年間を4期に区分し、1年次前期を「入門期」、後期を「変身期」として、1年次を通して「保育者になるための基本的な生活態度を身につける」「実習園で役立つ基

礎学力・技術を身につける」ことを目標とし、2年次前期を「充実期」、後期を「総仕上げ期」として「自己決定・自己責任の意識を確立する」「保育者に必要な専門知識・技術をマスターする」ことを目標とする。また、それぞれの教育目標を達成するために、1年次「基礎演習」「総合保育演習」の卒業必修科目を教育実習と保育実習のための基礎的・全人的学習のための科目と位置づけ、全教員で担当し、個々の学生の学習状況の理解と課題の把握を行っている。学内行事を保育者養成のための重要な学習機会と考え、学外集中授業、学園祭、おはなし会、卒業記念発表会を卒業必修科目の一環として行っている。

②学習成果に対応した、授業科目を編成している。

各科目にはシラバスに具体的な到達目標を掲げ、学習成果を定めている。2年間の学びとして学習成果と各授業科目の対応は、カリキュラムマップに整理できるようにしているが、現在カリキュラムマップを基にカリキュラムの連続性を視覚化したカリキュラムツリー導入の準備を進めている。

③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

本学は、2年間で幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得する教育課程であり、免許・資格要件を充足するための修得単位数は、卒業要件単位である62単位を大幅に上回る専門教育科目70単位以上となる。実習に出る前に多くの知識、技能を身につける必要から、1年次に講義科目を多く配当している。加えて、「真心教育」をはじめとした教養科目も重要であると考えてきたためCAP制（履修単位制限）は、現在導入の準備を行っている。

④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にとり判定している。

成績評価は、学則第8条「単位の付与及び単位数の計算基準」と各科目シラバスの中に示した成績評価方法に則り、厳格に行われている。また、試験、レポートの5年間の保存を義務づけ、成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。さらに、「総合保育演習」「基礎演習」に関しては全専任教員が評価に参加し、授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」について教育の成果の状況を評価していることも教育の質の検証に有効である。このように、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用しているといえる。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

各科目のシラバスには、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態」「必修選択の別」「授業概要」「到達目標（観点別評価方法を含む）」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容を含む）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準を含む）」「教科書」「参考書」「その他」が明記されている。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

通信による教育を行う学科は有していない。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

学長室会議及び教務委員会において年度ごとに、見直しや検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学の教育課程における教養教育は、「基礎教育科目」として位置づけている。基礎教育科目には、幼稚園教諭二種免許状取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また、本学の建学の精神を深く理解し、幼児教育者・保育者としての資質を高めることを目的とした「真心教育」を卒業必修科目として配置している。その他、倫理学や文学、社会学、生物学、生活科学など、人文系・社会学系・自然科学系の教養科目を設置し、幅広く教養教育を受けられる機会を設けている。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

基礎教育科目には、幼稚園教諭二種免許状取得に必須となる「法学（日本国憲法）」や「外国語コミュニケーション」、「体育理論」、「体育実技」、「情報処理」を含んでおり、専門教育を学ぶ際の基礎となっている。また「基礎演習」では、短期大学生として学ぶ上で必要なコミュニケーション能力や文章表現能力等を身につけることをねらいとし、2年次に配置されている専門教育科目の「専門演習」において、それをさらに深めていくという関連性をもっている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基礎教育科目においては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生

活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

職業教育については、基礎教育科目の「キャリアデザイン」を中心に展開している。「キャリアデザイン」は 1 年次前期の「キャリアデザインⅠ」にはじまり、1 年次後期の「キャリアデザインⅡ」、2 年次前期の「キャリアデザインⅢ」、2 年次後期の「キャリアデザインⅣ」と各期に配置され、2 年間を通じて連続的・段階的に職業や实际生活に必要な能力の育成が図られている。また、本学の学生の多くは幼児教育者・保育者として働くことを目指していることから、特に専門科目の「総合保育演習」(1 年次通年)においては、附属幼稚園での一日実習や近隣の幼稚園や保育所、社会福祉施設の見学等を実施し、将来を見通した学びが深まるような機会を積極的に設けている。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

キャリアデザインにおいては、他の科目と同様、授業評価アンケートを実施し、そのアンケートから次年度以降の授業実施について検討する改善報告書の作成を担当教員に求めており、その都度改善につとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

*当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

(1) 入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。

入学者の受け入れは、2年間の学習を経て幼児教育者・保育者として活躍できるような学生の受け入れを基本方針としている。幼児教育者・保育者として必要な資質・能力として

- ① 学習のための基礎学力や学習の基盤となる日本語運用能力などの知識・技能
- ② 思考力・判断力・表現力が問われるコミュニケーション能力
- ③ 将来の自分の姿を見据え、主体性を持って多様な人々と協働して学ぼうとする態度

を挙げている。

(2) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。

平成30年度(2018年)に学科名をこども学科に変更したことに伴い、アドミッション・ポリシーの見直し・検討を行い以下のように定め、大学のホームページや大学案内・募集要項に明確に示している。

アドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)

清和大学短期大学部こども学科では、2年間の学習を経て、幼児教育者・保育者として

活躍することができる以下のような学生を受け入れます。

【知識・技能】

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- (2) 保育学の専門的な知識・技能を学修するための基盤となる日本語運用能力(文章読解力・要約力・文章表現力等)を身に着けている。

【思考力・判断力・表現力】

- (1) 基本的な生活習慣、コミュニケーション能力(自分の考えを相手に伝える、相手の質問に的確に答える等)を有している。
- (2) 知識や情報をもとにして筋道を立てて考え、その結果を説明することができる。

【主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度】

- (1) 幼児教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門知識を活かして社会に貢献しようという強い意志を持っている。
- (2) 他者と協働しながら、自らの個性の伸長と可能性の発展に努めようという意欲を持っている。

(3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学前の学習成果の把握・評価は、提出された調査書・エントリーシート・面接試験から判断している。調査書からは、成績・出席状況・クラス活動やクラブ活動

おける対人関係、エントリーシートからは教育者・保育者を目指す意思や保育への関心等の評価を行っている。

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。

入学者選抜の方法は、推薦・A0・一般・社会人自己推薦としていたが、2019年実施した入試よりA0入試の中に「房総地域密着A0」の制度を設けた。また、2020年実施の入試よりA0を廃止した新制度での入試を行っている。

全ての入試区分において事前提出書類は項目ごとに同一教員が採点し、選考基準を明確にしている。面接試験では基本的質問事項として、①志望理由 ②取得希望免許 ③高校生活について を必須事項とし、観点を細かく示した採点表を用い公平・公正に評価を行っている。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

面接試験では、高大の接続の観点から十分な時間を確保し、自由な発言を引き出し、多様な人物評価に反映させるよう考慮している。又、令和3(2021)年度入学試験より選抜方法の見直しを行い面接試験だけでなく選択試験(プレゼンテーション、事前提出型レポート試験、音楽表現、ダンス)を課し、より多面的・総合的に評価できるようにした。また、第1種から第3種だった奨学生制度の区分を第4種まで枠を広げ、名称を特待生制度と変更した。同時に令和2(2020)年度入学試験から運用している資格取得により受けられる優遇制度も見直し、被服製作技術検定、食物調理検定、保育技術検定、実用英語技術検定(又はGTEC)のみだった区分を漢字検定準2級取得者までを優遇の対象者とする事とした。また面接終了後には教員全員で情報を共有し、入学後の指導に繋がるように備えている。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内、学生募集要項に明示している。奨学生給付制度、資格取得による優遇制度、併設校優遇制度についても大学案内、学生募集要項に示している。また、公的就学資金貸付制度についても学生へ周知している。

令和3(2021)年度受験者から遠隔地学生に向けた「通学定期代補助制度・一人暮らし応援プラン」の新制度が加わったことを周知している。

(7) アドミッション・オフィス等を整備している。

アドミッション・オフィス等の整備に関しては、君津学園で設置する入試広報センターと短大入試委員会が連携し業務を行っている。頻りに両者で会議を持ち、入試の在り方、オープンキャンパスの運営や高校での説明会をはじめ、大学案内パンフレットも双方の協力のもと制作している。

(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験に対する問い合わせ（窓口・電話等）は、入試広報センターで適切に対応している。

奨学金の対応に関しては、窓口となる学務課学生係が対応している。また、オープンキャンパスなどでの入学希望者や保護者からの質問には、全教員で分かりやすく親身に個別対応をしている。

(9) 入学者受け入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

毎年、併設高等学校教員と君津学園入試広報センター職員、短大入試委員で懇談会を開催し、入学者受け入れの方針などの意見聴取を行い定期的に点検している。また、各教職員が高校を訪問する中で各高校側から意見を聴取し、入試委員会に報告し検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

- (1) 学習成果に具体性がある。

本学における、幼稚園教諭二種免許状の教職課程、保育士登録資格の保育士養成課程は、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則った上で、本学ディプロマ・ポリシーに掲げる「こどもたちの未来を育む教師・保育士」としてふさわしい 5 つの具体像（「こどもたちの成長に関わる使命感、責任感を身につけている」「幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ」「「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる」「問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる」「よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている」）を達成するために、本学独自の科目（「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」「子ども文化論」など）を設定し、具体性のある教育課程が組まれている。本学教育課程で身に付けた、知識・能力・姿勢と取得した免許資格を必要とする職場に多くの卒業生が就職し、また、卒業生に対する就職先からの評価を見ても学習成果の具体性は高いといえる。

- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

免許・資格を取得して卒業する学生の割合が高いこと、免許資格が必要な職場に就職をする卒業生の割合が高いことから、就学期間内での学習成果の達成や知識・能力の習得が十分に可能であり、また、実際的な価値があるものといえる。

- (3) 学習成果は測定可能である。

そのためにも、「態度・姿勢に関する5つの評価項目」について、各教科の内容と目標に合わせて、態度・姿勢に関する評価の割合や目標を明示するような修正が必要であろう。本学では平成27年度より、学生情報及び出欠席、成績評価等を学内ネットワーク上の教務システムで行っている。このシステムを利用して令和元(2019)年度よりGPAを成績通知書、成績証明書に表示し、学生の学習成果が見えやすくなった。現在はGPAの成績評価を導入し、ディプロマ・ポリシーごとの学習成果を数値化して表すこと、それに基づいて学生指導をどのように行っていくか、その過程作りを含めて検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

本学は、令和元(2019)年度よりGPA制度を導入し、成績上位者に対しては2年次の奨学生選考等に、成績下位者に対してはゼミ担当を中心に次学期の履修登録までに指導・助言を行い、学生指導に活用している。また、免許資格の取得率や学生個人の教職カルテの記載事項を通して学生の学びの状況を適宜把握している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学期ごとに行う授業評価アンケートの中に、学生自身の学びの姿勢などを振り返る項目を盛り込んでいる。また、卒業時に行う卒業生アンケートの中で2年間の学びを振り返る事項を加えている。いずれのアンケート結果についても教員の中で、共有し、次学期、次年度に向けての対策を講じている。学習成果の把握のために授業ごとの観点別達成状況、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)に加えて、学生による授業アンケート、卒業生アンケート(卒業時に行うアンケート)、就職先へのアンケートも活用している。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

量的・質的データに基づき評価しているといえるが、公表には至っていない。そのためにも、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメント・ポリシーを策定すること

が求められる。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

- (1) 平成 18 年度より、卒業生の就職先にアンケート調査を実施している。

就職した年度の 3 月に調査を依頼し、1 年間の勤務を通して勤務先がみた卒業生の勤務態度や状況、勤務先から本学に対する就職や採用にあたっての意見、要望について回答を求めている。

- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の点検に活用するため、本アンケートの項目では、採用先において「重視する資質について」を設けている。具体的には、「思考力・素直さ、行動力、実行力、機転・応用力、優しさ、明るさ、言葉づかい、礼儀、健康状態、文書作成能力、パソコン操作能力、自動車運転免許保有の有無」の 12 項目について、5 段階にて回答する形式としている。この調査により、就職先ではどのような人材を求めているのか、そのイメージを把握することができる。このアンケート結果は、学長、教員、事務職員で共有し、学生指導や就職指導、教育内容の改善に生かしている。また、卒業生に対しても 1 年間の勤務を通してのアンケート調査を実施しており、学習成果の点検をするための一助としている。

《テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題》

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をより丁寧に学生に示していくことを継続し、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請に応じて柔軟に検討する試みを進めていく。基礎教育については、社会のグローバル化、複雑化、学問研究の高度化、専門分化が進む中で、21 世紀型の新たな教養教育の在り方の検討が必要である。

幼児教育者・保育者を目指す学生が大半なことから、就職後に即戦力として働くことができるよう、より充実した職業教育の実施が求められる。

学習成果を量的・質的データに基づき評価しているが、公表には至っていない。そのためにも、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメント・ポリシーを策定することが急務である。

卒業生アンケート調査を継続し、その回答を経年比較することによって、本学の特質が浮かびあがり、より効果的な学生指導や就職指導につながると考える。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

≪テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援≫

<根拠資料>

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、ディプロマ・ポリシー達成のため、知識・技能の養成を目指し、授業のシラバスに「到達目標」とその到達目標ごとに「評価方法」、また「成績算出方法」を明示し、これらに基づき、適正に評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

学習成果の獲得状況の把握は、令和元（2019）年度に GPA 制度を新たに導入し、より具体的な学習成果の獲得状況の指標として活用している。基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が所属学生の成績、履修状況を常時確認し、さらに学期ごとに定期的な個人面談を実施することをもって適切に行っている。これに加え、教育実習、保育実習時における評価、おはなし会、清和祭（学園祭）、卒業記念発表会の活動等を合わせて、学習成果の獲得状況の把握に努めている。ディプロマ・ポリシーごとの学生の達成度を測るため、ディプロマ・ポリシーごとの GPA を算出する方法について現在検討中である。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

教員は、前期と後期の学期ごとに学生に対して「授業アンケート」を実施しており、授業評価を定期的に受けることにより、授業内容や進め方など授業改善に活用している。「授業アンケート」は、学務課が取りまとめ、授業担当者にフィードバックしており、各教員は学生の回答や意見を真摯に受け止め、授業改善の方途を見出すことができる。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

授業担当者の意思の疎通、協力・調整については、年度末に次年度の専任教員と兼任教員が参加する講師会議を開催し、教育目標や授業日程、授業内容の連絡調整を行っている。さらに、実習科目履修規定に関連する教科の教員については、授業内容と授業評価について適宜協議を行っているほか、複数の教員で担当するいくつかの教科について毎回授業内容についての調整を行っている。小規模短期大学の利点を活かし、情報の共有が図られている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教育目標に対応した成績評価基準は、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の取得に向けた教育課程を修了することに置かれている。そのため各教科、特に実習に関連する教科の成績評価、さらに実習評価について、実習委員会をはじめとして全専任教員で確認する形をとっている。1 年次では、全専任教員が担当する「総合保育演習」と「基礎演習」、2 年次では保育実習と教育実習の実習巡回指導の協議を通じて、学生一人ひとりの成績評価を検討している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では、1 年次「基礎演習」、2 年次「専門演習」とゼミ制を取っており、ゼミ担当者 1 名につき、10 名以内の学生を受け持ち、教務システム上において、逐次ゼミ所属の学生を中心に履修の状況を把握し、必要に応じて面談、指導を行っている。

(2) 事務職員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員の事務内容及び分掌については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」において、業務の内容及び分担が規定され、事務が執行されている。総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報室では、関連する委員会活動において、教員と連携をとりながら学生の学習成績を確認し、学習成果の獲得に貢献するよう努めている。

①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

学習関係については、学務課教務係において、履修登録、出席管理及び成績処理・単位認定などにより学習効果の獲得に貢献している。各授業科目の授業計画（シラバス）作成にあたっては、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態・単位数」「必修選択の別」「授業の概要」「到達目標（ディプロマ・ポリシーとの対応関係）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準）」「教科書」「参考書」「予習・復習」「その他」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容）」を明記し、学習成果の獲得に貢献している。

②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

教育目的・目標の達成状況については、事務職員が所属する各委員会で把握するほか、教授会の議事内容を事務職員も共有して職務にあたっている。

具体的な例としては次のような内容が挙げられる。ディプロマ・ポリシーに示された到達目標を達成するため、学習方法と学習内容の基本方針を定めてカリキュラムを編成している。

履修登録、出欠席管理、成績処理・単位認定を通じて、学生の学習状況に応じて支援している。

③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員の職務については、毎年実施する「学生生活満足度調査」の結果を参考に改善を図っている。

学務課において、「学生便覧」を作成し全員に配付している。便覧には、学習の目的や取得可能な免許や資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や評価について記載している。新入生については、便覧をもとにガイダンスを実施して支援を行っている。

④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

成績評価および単位認定は、学則第8条「単位の付与及び単位数の計算基準」、同第21条「単位の認定」と各授業科目の授業計画（シラバス）の中に示した成績評価方法（種別、割合、評価基準）に基づき、厳格かつ適正に行われている。

学校教育法施行規則第28条に基づき成績記録を保管するとともに、試験、レポートについても5年間の保存を義務づけるなど成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館では、学生の学習向上のために、特に幼児教育、保育に関する書籍・DVDなどの充実を図っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

図書館には、図書館司書職員を配置している。平成 27 年度に LibMax [ライブマックス]を導入し、オンラインデータベースや OPAC(Online Public Access Catalogue)検索システムにより、学内端末からだけでなく本学ホームページからも清和大学短期大学部図書館蔵書検索が行えるようにし、利便性の向上を図った。蔵書については、教員より推薦図書を挙げ、図書委員会を中心に検討を行っている。また、シラバスを参考に本学の授業内容の把握に努め、その理解を促す参考書の受入を行うなど履修及び卒業に至る直接的な支援を行っている。教育・保育に関する資料の充実を図り、学生の学習向上のために支援を行っている。特に、学生の利用の多い絵本・紙芝居や学習・保育指導案アイデア集などの資料及び採用試験に関する図書を検索しやすいよう配架している。新着図書コーナーを設け、授業の参考図書コーナーや、雑誌等多くの資料も紹介している。また、併設校である清和大学と図書館システムを共用しており、学生の幅広い関心にも応えることができる。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

教職員は、授業で使用する教材の作成や委員会活動・学内外との連絡等に、学内のコンピュータを大いに活用している。「情報処理」の授業では、ファイルサーバー内の教員用フォルダを活用した学生のレポート提出が行われており、他の授業においてもこのような利用が広がっていくことが期待されている。また、1205 教室、1206 教室（大学と共用）には、合わせて PC38 台（学生用 36 台、教員用 2 台）、DVD、Blu-ray、Video などの視聴覚機器も設置し、「情報処理」の授業だけでなく、他の科目の授業でも活用されている。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

学内 LAN は、100/1000Mbps の規格のものを敷設し、校舎内は Wi-Fi を導入し、学生、教職員が自由に利用できる。図書館内の 9 台の PC は常時、1205 教室、1206 教室（大学と共用）の PC は授業使用時以外、学生に開放し、課題作成や情報収集の場として提供している。また、学生貸出用ノート PC10 台、iPad20 台を整備している。ネットワークに関する学生のサポートは情報技術統括・システム管理者の教員と、事務職員で対応している。また平成 26 年度に導入した教務システムにより、教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に

活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが可能である。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

情報技術統括・システム管理者の教員と、事務職員は、教職員のコンピュータ利用をスムーズに行えるネットワーク環境を整備するとともに、教職員から寄せられる質問に答え、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
入学手続き者に対しては、年度初頭のスケジュール等を案内するとともに学生生活に関する情報を提供している。また入学者に対し、入学前教育として、幼児教育や保育の現場で日常的に使用される漢字の練習や作文教育、また希望者に対してピアノの事前指導を実施し、入学後の学習への動機づけを行っている。

- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
入学者には、毎年学習に関すること、学生生活に関することのオリエンテーションを実施している。学習に関するオリエンテーションでは、「学生便覧」を配布し、それに掲載されている学習の目的や取得可能な免許資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や成績評価について教員が説明をしている。ほとんどの学生が免許資

格を取得することから、オリエンテーションでは特に教職課程科目と保育士養成科目の位置づけや取得のために必要な単位数、科目選択における注意点を丁寧に説明している。説明に加え、履修登録時に不備がないよう、教務委員を中心に学生の相談にのりながら登録作業をおこなっている。この説明は入学時のオリエンテーションのみならず、1年次後期、2年次前期、2年次後期と各期のはじめに、再度説明をおこない、学生への周知徹底をはかっている。

(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

補修授業としては、「ピアノ演奏法」において進度の遅れている学生に対し、試験課題の基準に達するよう、前期末、後期末に補習授業を実施している。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学では1年次に「基礎演習」、2年次に「専門演習」を卒業必修科目として設け、その担当教員が学習に関する悩みや不安について相談にのる体制がとられており、学期の途中には必ず個人面談を実施するなど、学生から相談がしづらいことがないように配慮している。

(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

本学は通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

優秀な学生に対しては、各授業担当教員が個別に課題を課したり、参考文献等を紹介するなど対応をしている。「ピアノ演奏法」においては演奏の習熟度に応じたクラス編成をおこない、個々の進度にあわせて課題曲を選定し指導するなどの対応をとっている。

(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

本学は留学生の受け入れおよび留学生の派遣は行っていない。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学生の学習成果としては、授業評価アンケートの項目で出席率や、予習復習をどれだけおこなったか、授業に臨む態度について尋ね、学生自身がそれぞれの授業においてどれだけ主体的に学習に取り組んだか、フィードバックできる体制を整えている。

[基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

- (1) 学生の生活支援のための教員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

学生の生活支援は教職員が一体となって行っている。学生生活支援のための教職員の組織として学生生活委員会を設置している。学生部長が委員長を務め、教授会で選出された教員と、事務組織の学務課（学生係）が協力して運営をしている。また、小規模な短期大学であるので、本学の専任教員は学生全員の名前と顔を把握しており、主に1年次に基礎演習、2年次に専門演習（ゼミ）担当教員がその受講学生を勉学だけではなく、学生生活全般について支援する体制を整えている。特に平成28年度からは1年次の基礎演習では担当教員の配置を前年度の2名体制から3名体制にし、より手厚い学生指導や厚生指導が可能となった。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学友会は、学生総会を経て承認された会長・副会長・書記・会計・監査で組織されている。学友会の主な活動は学園祭（清和祭）の運営、卒業アルバムの作成、謝恩会の企画実施、その他クラブへの支援などである。この組織を支援するのが学生生活委員会である。学生生活委員会より学友会顧問2名を選出し、学生の相談指導の実務を行うほか、事務組織の学務課も協力して学友会を支援している。

学校行事であると同時に授業として行う清和祭は、学友会が中心となって積極的に運営している。平成25年度より地域の子どもたちに向けた内容に移行して以降は、多くの子どもたちやその保護者の来場があり、学習成果の発表の場となっている。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により清和祭を中止せ

ざるを得ず、代替として附属金田幼稚園児を対象とした「ニコニコフェスティバル」を催行した。令和 3（2021）年度も附属八重原幼稚園・畑沢幼稚園の年長児を招待して開催した。

クラブ活動は学友会主導で行われており、教員が顧問として学生の指導相談にのっている。本学は小規模な短大であるためクラブの数は少ないが、併設する大学のクラブ活動に参加することもできるため、学生に主体的に活動する場を提供することができている。令和 2 年度は、卓球部が創部された。令和 3 年度からは新たにバスケットボール部が創設され、活動を行っている。また、平成 11 年度より活動を開始したハンドベルクラブは学内外で広く活動し、地域のイベントなどには定期的に参加している。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により外部からの公演依頼はなかったが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防を徹底したうえで附属幼稚園をはじめ、外部の施設などで演奏を行い、活動を継続している。

クラブ活動の経費として認められるものについては学友会より支給しており、クラブ活動への経済的支援体制が整っている。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

平成 31 年 4 月に竣工した新校舎 1 階には明るく開放的なカフェテリアがあり、手頃な価格でランチを提供している。併設されている売店では、飲み物や焼き立てのパンを販売しており、学生には人気があり売り切れることもしばしばである。

学生の休息空間として、3 階に学生ホールを設けている。ゆったりとした椅子を配置し、くつろげるスペースとなっている。自動販売機コーナーには、電子レンジを設置し、自由に使用できるようにしている。2 階のラーニングコモンズは、授業時間以外は自由に利用できる。昼食時はもちろんのこと、グループで使用する姿が多く見受けられる。1 階から 4 階の女性用トイレにはインテリアの異なるパウダールームを設けており、学生はもちろん外部からの訪問者に好評を博している。

(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

本学に学生寮は設置されていない。学生の出身は殆どが通学可能な地域であるが、一人住まいを希望する学生も若干名在籍している。このことから、令和 3 年度から家賃を補助するための「一人暮らし応援プラン」を創設し、学生に周知している。通学時間が 90 分以上かかる学生が、木更津市内にアパートを借りて通学する場合はその代金の一部を補助する制度である。（月額 10,000 円）アパート等の斡旋は、併設大学が有するアパート情報等を有効に活用している。

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場、駐車場の配置等）を図っている。

通学のために、木更津駅からのスクールバスを運行しており、駅からの交通手段は確保されている。登校にあたっては公共交通機関を利用するのが原則であるが、地域性を考慮し学生用駐車場を完備し自動車通学も認めている。自動車通学をする学生に対しては、自動車通学許可願及び学内駐車場使用許可願を学務課（学生係）に提出させ、安全に通学するよう指導を行っている（令和 3 年度登録台数 35

台)。また、自転車・オートバイでの通学を希望する場合は、学園の駐輪場を使用することができる。令和年3年度から、月額10,000円以上の通学定期代がかかる場合はその代金の一部を補助する「通学定期代補助制度」を設けた。(月額5,000円で年間10ヶ月分まで)

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金と本学独自の清和大学短期大学部奨学生の制度があり、経済的理由によって修学を断念することがないように配慮している。日本学生支援機構奨学金の取得は、年度初めに希望者を対象にオリエンテーションを実施し、手続きの支援を行っている。取得状況は、令和3(2021)年度入学生10名であった。本学独自の清和大学短期大学部奨学生は、成績優秀で他の模範となる学生に対して教授会の議をもって学長が認定する。1種奨学生は授業料を全額、2種奨学生は授業料の2分の1、3種奨学生は授業料の4分の1を給付する。令和3年度は1種奨学生1名、2種奨学生2名、3種奨学生4名であった。また、年度途中で経済的困難に陥った学生には、学業を継続できるように学納金の特別延納等の相談に応じている。

令和3年度入学生からは、奨学生から特待生へ名称を変更し、授業料の8分の1を給付する第4種特待生制度を設け6名に給付し、経済的支援をさらに広げている。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。毎年4月に定期健康診断を実施している。X線検診と内科、眼科、耳鼻咽喉科等の疾病及び異常の有無を検診している。

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、最初に「基礎演習」「専門演習」(ゼミ)担当者が相談にのり、対応しきれない場合は、臨床経験のある教員が協力して相談を行う体制をとっている。小規模の短期大学であるがゆえに教員間の連携を密にとり、支援することで学生の悩み等にきめ細やかな対応をとることが可能である。加えて、「清和大学短期大学部 セクシャルハラスメントの防止に関する規則」等を制定し、相談窓口を設けている。ハラスメントの防止に関しては、入学時のオリエンテーションでの指導にとどまらず、学生への周知を目的とした「ハラスメント防止・相談の手引き」も配布している。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生の意見や要望を聴取する取り組みとして、毎年卒業を目前にした2年生に対しアンケート調査を実施している。その概要は、生活環境について、学友会の活動について、短大での生活についてである。その結果は各部署で検討され、次年度の学校運営に活かされるようにしている。調査結果については、短大での学生生活において「将来に向けた良い人間関係を作ることが出来た」と回答する学生が多かったことから、学生生活における満足度の高さがうかがえる。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

本学では留学生を受け入れた実績がないため、特に組織的な支援体制を整備する必要が現在のところ生じていない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

千葉県の職業訓練校から委託訓練生（保育士養成コース）を受け入れる体制をとっており、令和3（2021）年度は10名が在籍している。社会人学生及び委託訓練生に対しては、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当の教員のほかに、教務部長と学生部長が中心となって、学習支援や生活支援を行っている。加えて、ジョブカード作成アドバイザー有資格者が就職についての支援にあたっている。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

平成31（2019）年4月に竣工した新校舎はエレベーター、スロープ、身障者用トイレの設置等、全面バリアフリー化されている。キャンパス内には障がい者用の駐車スペースも確保している。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

本学では、長期履修生を受け入れる体制は、過去にそのニーズもなく現段階では整備を行っていない。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

ボランティア等の社会的活動に対し、単位を付与する制度はない。しかし、学生の社会的活動への参加については、保育者養成校の特性から、1年次より授業等で推奨している。実際のボランティア活動としては、実習を行った幼稚園、保育所、福祉施設や就職希望先に積極的に参加しているケースが多い。また、ハンドベルクラブは、地元公民館主催の音楽祭での演奏活動や、近隣の福祉施設等で演奏を行っている。学生はボランティアの趣旨を理解し、積極的にボランティア活動に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

就職支援に関しては、進路指導室の事務職員 5 名及び就職委員会に所属する教員 4 名が中心となって行っている。進路指導室の代表者と就職委員会に所属する教員は毎月 1 回定例会議を行っており、定例会議では就職ガイダンスの企画・運営、在校生及び卒業生の就職等に関する支援について協議している。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

進路指導室の事務職員は進路指導室に常駐し、いつでも学生からの就職・進路相談に対応できる体制をとっている。進路指導室前の掲示板に企業や法人からの求人情報を掲示するとともに、オンライン上 (Google クラウド) に求人情報を掲載し、学生がいつでも求人情報を確認できるようになっている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職に向けての支援は、1 年生対象の授業科目「基礎演習」で学生に自己分析をしたり、2 年生の就職内定者を講師として就職活動体験談を聞いたりする等、学生の就職活動につながる学びの機会を設けている。また、1・2 年生の選択科目「キャリアデザイン」では公立保育所の保育者を目指す学生に向けた試験対策の授業を行っている。また、今年度は千葉県内の幼稚園・保育所・認定こども園・施設を招いた就職ガイダンスを 2 回実施 (ともに 6 月) している。ほとんどの学生が幼児教育・保育に関連する職業をめざしており、幼児教育・福祉等についての専門的な助言が必要であることから、就職活動に関しては進路指導室と連携を取りながらゼミ担当教員が中心となって学生への助言や情報提供を行っている。就職試験対策として、進路指導室でエントリーシートの書き方やマナー、面接指導が受けられるようになっており、学生はゼミ担当教員・進路指導室の手厚い支援のもと就職活動を行っている。令和 3 (2021) 年度の就職内定率は以下の通りである。

【令和 3 年度】

就職内定率：94% (卒業生 69 名、就職希望者数 67 名、内定者数 65 名)

内訳：公立保育園 6 名 (9%)、私立幼稚園・幼稚園型認定こども園 16 名 (25%)、私立保育園 20 名 (31%)、幼保連携型認定こども園 13 名 (20%)、施設 6 名 (9%)、学童・放課後等デイサービス 2 名 (3%)、一般企業 2 名 (3%)

(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

卒業生に対する追跡調査を実施し、学生の就職支援に活用している。就職後 1 年経過した卒業生とその就職先双方にアンケート調査を実施している。卒業生に対してのアンケートでは、短大での学びが就職後どの程度役にたっているか、就職先の待遇や働く環境について調査している。就職先へのアンケートでは、本学卒業生の

勤務態度や今後の採用にあたって求める人材などの意見を求めるもので、次年度以降の就職支援に役立てている。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学、留学を希望する学生に関しては、2021年度は該当者がいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生生活を支援する体制は整備されているが、日頃から学生状況の把握と教職員による学生の共通理解を一層綿密に行うことが求められている。

入学前から入学後、在学中において、きめ細かな学習支援を行う体制が確立している。しかし、基礎学力が不足している学生ならびに優秀な学生への対応は、個別の教員に委ねられていることから、全学的な方針と取り組みが求められる。また、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づいた学習支援については、実施されていないことから、その方策の検討が求められる。

本学は2年という修業年限上、カリキュラムは非常に過密である。さらに学内外の実習も多いことからクラブ活動を行うには厳しい状況である。こうした事情を反映し、クラブは3団体のみであり、学生のクラブ所属人数も低く今後の課題といえよう。

卒業間際になっても授業料が完納されない学生が存在する。経済状況など個人情報に関わることに触れるのは難しいが、授業料の滞納者については、事務方との一層の連携が必要である。

友人関係のトラブルや家庭の事情などにより、通学が困難になる学生がいる。そのような学生に対しては、ゼミ担当教員が中心となり面談を行い、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を取り、きめ細やかな対応を行っている。情報共有可能な事項については専任教員協議会等において教員全員で共有し、当該学生の支援にあたっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

次年度入学予定者の内、希望する者に対して入学前の器楽指導（ピアノ）を実施している。これは2年間という短期間で保育現場で即応できるピアノ演奏技術を身につける必要がある学生に対し、少しでも早い時期からピアノに触れる機会を提供するための取り組みである。ピアノ事前指導は短大が提示した3日間で行われ、希望者全員が受講できるようになっている。

また、入学予定者に対し入学前に課題（1000字程度の作文・幼児教育及び保育で日常的に使用される漢字100字）を課し、入学後の学習にスムーズに順応できるようにしている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動

計画の 実施状況

平成 30 年度に学科名変更、小学校教職課程の取り下げに伴い、3 つのポリシーの見直しを行った。学生の学修意欲の向上並びに本学における適切な修学指導に資することを目的に「清和大学短期大学部 GPA 制度に関する規則」を制定し、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日より施行した。平成 31 (2019) 年 4 月竣工の新校舎は障がい者受け入れに向けて全館バリアフリーとした。無線 LAN を整備し、保育実習室やラーニング・commons の新設等、施設・設備の充実も図った。

基礎学力不足の学生、進度の早い学生に対しては学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づいた学習支援が不可欠であり、実施に向けての検討が急がれる。

令和 3 (2020) 年度の入学試験から入試制度を変更し、多様な選抜方法を採用した。「奨学金制度」も「特待生制度」に名称を変更し、給付対象の学生枠の拡大を図った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

保育職を目指す学生が、就職後に即戦力として勤務できるように、より充実した職業教育を実施する。特に近年は入学時の学力やコミュニケーション能力、学習に向かう意欲に個人差がみられるようになってきている。本学では、1 年生が入学後円滑に学生生活に馴染むことができるよう、ゼミ毎の交流会を開催している。ゼミ担当教員ごとに 1・2 年生が集い、レクリエーションを行ったり、気軽に学生生活についての情報交換をしたりできるような場を設けてきた。新入生にとっては先輩や同級生との交流の場となり、短大生活への意欲向上にもつながっている。今後も継続して交流会を開催したい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

《テーマ 基準Ⅲ-1 人的資源》

＜根拠資料＞

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
毎年、学科・専攻課程の教育課程の編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、特に問題はない。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
本学の学科、規模に対して設置基準では次のように教員数を定めている。
イ) 学科の種類に応じて定める教員数 8 名。
ロ) 短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数 3 名。
本学の教員組織は、専任教員が、教授 5 名（内特任教授 3 名）、准教授 3 名、専任講師 3 名、助教 1 名の計 12 名となっており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員な年齢構成は 70 歳代が 1 名（8.3%）、60 歳代が 4 名（33.3%）、50 歳代が 2 名（16.7%）、40 歳代が 3 名（25%）、30 歳代が 2 名（16.7%）、29 歳以下は 0 名である。
男性 6 名、女性 6 名である。（令和 3 年度）
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

本学では、新規採用又は昇任を求める者が、その職にふさわしい資質を有するか否かを審査することを目的に「資格審査委員会」を組織している。本学の専任教員として採用され、在職する者は、「こども学科」の教育目標及びその使命について明確に認識している者でなくてはならない。同時に本学の教育分野について広く深い専門的知識を有する者又はその分野について必要な研究能力を有する者であって、優れた教育能力を有する者であることを原則としている。職位に関して、本学では短期大学設置基準の規程に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」を定め、教育業績、研究業績、芸術上の業績を審査している。

資格審査委員会開催にあたっては、全員が守秘義務を負うことを確認し、その任に就いている。

(4) 教育課程の編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員 12 名と非常勤教員（兼任講師）27 名を配置している。（令和 3 年度）

(5) 非常勤講師の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

本学では、非常勤講師も、短期大学設置基準に準拠した「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき採用している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

現在、補助教員の配置はしていない。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規定等に基づいて行っている。

専任教員の人事は、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて適切に運営されている。専任教員は、原則として公募制、非常勤講師は公募制または学内公募制をとっている。採用は、資格審査委員会（議長は学長）において書類審査、二次審査（面接）、三次審査（面接）を実施し、その結果に基づいて、学長が任用候補者と面接を行い、さらに教授会に提案し、審議し決定する。令和 4 年 4 月より准教授 1 名、講師 3 名を採用予定である。

教員の昇任についても同じく「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき、適正に審査している。教員は昇任の意思があり、その条件が満たされると、該当年度内に自ら昇任を学長に申し出るものとしている。候補者は、資格審査基準に従って、資格審査委員会による審査を受け、教授会の審議を経て昇任の可否が決定される。承認された場合は、学長の上申により理事会の承認を得る。資格審査基準についての詳細は、「教員昇任に関する審査指針について」として平成 27 年 10 月に公表されている。令和 3 年 10 月に准教授から教授に 1 名が昇任した。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究

活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程・編成の方針に基づいて成果をあげている。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等）は短大の教育課程の編成・実施の方針に基づいて進めている。また、ホームページ上で、個人の研究活動状況を公開している。

(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

令和3年（2021）度の公的研究費を使用しての活動はなかった。

(3) 専任教員の研究活動に関する規定を整備している。

研究活動に関する規定として、「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」及び同細則等が整備されており、これらの規定に基づいて適正な研究活動が展開されている。「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」による助成の上限は、研究費年額 200,000 円、研究旅費年額 50,000 円、研究図書費年額 50,000 円である。

(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」を定めている。本学全体で不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置き、学長室会議が担当している。防止計画推進部署では、本学教職員等に対し、研究倫理遵守のための講話を新年度の教員懇談会にて行っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学では「清和大学短期大学部紀要」を毎年発行し、教員の研究成果を発表する

機会を確保している。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

各専任教員には研究室が割り当てられており、研究室には、事務机・椅子・書架・ロッカー・ゼミ用テーブル、電話、学内 LAN 接続端子が備え付けられ、研究を行う環境が整えられている。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員の研究活動を行う体制としては、毎週 1 日の研修日を確保しており、全教員が研修日を有効に活用し、調査・研究を行っている。また、専任教員に対しては、週に 4 日及び 24 時間の学内勤務を義務付けているが、それ以外の時間については、学外において研究活動を実施することも可能となっている。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定を整備している。

「清和大学短期大学部就業規則教員特則」において、夏季、冬季及び春季の休業期間中に海外に赴く際の手続きについての定めはあるが、専任教員の留学、海外派遣、国際会議主席等に関する規定は整備されていない。

(9) FD 活動に関する規定を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

FD 活動については、「清和大学短期大学部教育改善 (FD) 委員会」規則に基づき、教育改善 (FD) 委員会が組織され、授業改善に向けて活動している。前後期末に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果の検討を教務委員会と教育改善 (FD) 委員会で行っている。その報告は、専任・兼任講師が一堂に会する新年度に向けての教員懇談会で報告されており、教員間での情報の共有がなされている。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

本学における委員会は、必要に応じて大学・短大事務局職員が出席し意見を述べている。このような活動を通じて、教職員間の協力体制が構築されていることに加え、小規模短大であるがゆえに、教職員がお互いの業務を補完し合って教育活動に取り組まねばならないことから、専任教員と大学・短大事務局の各部署が連携して学習成果の獲得が向上するように努めている。

また、定例教授会前に開催される学長室会議には、学長、学監、管理職教員に加え、大学短大事務局長、次長が出席している。ここでも学生の学習成果の獲得に向けての議論を行っており、必要な情報は事務局長、次長を通して事務局職員へ伝達している。事務局職員は事務分掌による職務を通じ、学生の学習成果の獲得に貢献している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習効果の獲得が向上するよう事務組織を整備して

いる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

平成 31 (2019) 年 4 月に清和大学事務局と清和大学短期大学部事務室が統合し、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務局」が発足した。

事務組織及び事務職員の職務については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務局及び事務分掌規程」において示している。

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

事務組織は、総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書・情報室となっており、職制と職務が示されている。

事務局長は、事務局を統括し所属職員を指揮、監督するとしており、職務上の責任が明確となっている。なお、人事、給与、経理に関する事務は、法人事務局長（副理事長）を責任者とする法人事務局が担当している。

- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

各事務職員は、事務分掌に従って職務に従事している。

令和元 (2019) 年度後半から令和 2 (2020) 年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大のため研修が制限されたが、令和 3 年度は専門的知識及び職能の習得のため、研修の機会を確保するよう努めている。

- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務職員の能力や適性を十分に発揮できるよう、職務、職位に応じた研修の機会を確保するよう環境を整えている。一層の能力発揮のために事務分掌を再編することや定期的なジョブローテーションの実施が必要である。

- (4) 事務関係諸規程を整備している。

事務関係諸規程については、「清和大学・清和大学短期大学部統合事務局及び事務分掌規程」を整備している。

(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

事務部署においては、事務職員全員にパソコンが支給されている。また、プリンター、コピー機、印刷機など情報機器や文書管理のための書棚などが整備されている。

(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

SD 活動については、平成 28 年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上 (SD) 委員会規則」を制定し、職員能力開発向上 (SD) 委員会を設置した。SD 活動に関しては研修体系の組織化が大切であると考えており、学長等の大学執行部、教授等の教員、事務職員及び技術職員等も含め、職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させる SD 活動のあり方を、清和大学短期大学部職員能力開発向上 (SD) 委員会を中心に検討を加えており、本学の運営に関わる研修に繋がるように努めている。

(7) 日常的に業務の見直しや事務機器の点検・評価を行い、改善している。

業務の見直しや事務処理の改善を図ってきているが、一部、集金事務など旧態依然とした業務が残っている。多くの事務処理はコンピュータによって効率化が図られている。

(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

学生の動向を見極めながら学習成果が向上するよう、教員や関係部署（総務、学務、入試広報、進路、図書情報）と連携して事務に当たっている。

また、委員会活動（教務、学生生活、実習、就職、情報システム、入試）には事務職員も委員として参画している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

- (1) 教職員の就業に関する諸規定を整備している。

教職員に関する規定としては、「清和大学短期大学部就業規則」及び「清和大学短期大学部就業規則教員特則」によって定めるもののほか、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」「学校法人君津学園短時間勤務教職員就業規則」「育児休業、介護休業等に関する規則」「君津学園給与規程」「清和大学短期大学部非常勤講師給与規程」「君津学園退職金支給規程」

「教職員出張規程」等が整備されており、教職員の勤務、服務、給与、安全及び衛生、賞罰等について規定されている。

また、人権等に対しては、「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止等に関する規則」「清和大学短期大学部個人情報保護規則」「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」が定められており、これらの規程に基づき適正な運営が行われている。

(2) 教職員の就業に関する諸規定を教職員に周知している。

就業に関する諸規程は、専任教職員については、採用時に基本規則集を配布し、周知徹底を図っており、非常勤教職員に対しては、事務局内で常時閲覧可能な体制をとっている。規程の改正等があった際には文書等で通知を行っており、全教職員は最新の諸規程の内容を認識したうえで勤務にあたっている。

(3) 教職員の就業を諸規定に基づいて適正に管理している。

教員の就業については、1週あたり4日以上の出校と24時間以上の学内勤務が求められているところであるが、これらの管理については、各期の時間割が確定した段階で、1週間ごとの出勤計画の提出を求めている。勤務状況については、タイムレコーダーへの打刻及び各種届け出書の提出によって適切に管理を行っている。職員についても、各種規程に基づいたサービスが徹底されており、現段階において就業に関する問題はないと考える。なお、令和3（2021）年度より、「専門業務型裁量労働制」を導入している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

「清和大学短期大学部教員資格審査規則」で定められている「資格審査委員会」の構成要因及び人数が実情と整合性を欠いており、早急な見直しが求められる。

科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、必要となる情報提供は実施しているものの、獲得実績は少ない。引き続き教職員の意識向上を図ると同時に、積極的に教員が応募するよう情報提供に努めたい。

「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」では研究費、研究旅費、研究図書費の三つの区分に分けられ、それぞれ上限額が定められている。近年、区分の上限を超えてしまう例が散見されており、区分を廃止し、総額で運用することの是非についての検討が必要である。

本学の研究紀要は非常勤教員も投稿可能である。このことを周知徹底し、研究紀要の更なる充実を図りたい。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規定整備は喫緊の課題である。

教育改善（FD）委員会による授業改善に向けたFD活動は、PDCAのサイクルに則り、更なる充実を目指したい。

SD活動について、平成31（2019）年4月に、清和大学事務局と清和大学短期大

学部事務室が統合された。教職員の職務能力向上のために、大学との連携を含めた研修体系の組織化、研修の在り方を早急に検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

《テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源》

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
本学の校地の面積は短大設置基準を満たしている。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
運動場は併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。

(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。

(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

本学キャンパス内に障がい者用の駐車スペース、スロープ、障がい者用トイレを設置する等の対応をとっている。あわせて校舎の階段には手すりを設置するなどの対策を講じている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて「講義室」、「音楽室」、「調理実習室」、「保育実習室」、「美術室」及び「ラーニング・commons」が整備されており、各授業の目的等に応じて各教室が適切に活用されている。特に本学は幼児教育・保育を学ぶ短大であることから、音楽・体育・造形やその他の演習の授業に力を入れている。そのため、音楽室や美術室、保育実習室、調理実習室についても授業の特性にあわせて整備しており、特に音楽関係の施設・設備については充実している。

授業のみならず各種発表の場としても活用できる「音楽ホール」や、教員が学生をマンツーマンで指導できる「音楽室」は 6 室ある。

併設の清和大学と共有している情報処理室は、36 台のデスクトップ PC と教員用 PC が 2 台、レーザープリンタ 4 台、スクリーンとプロジェクターが設置されており、授業のみならず、レポート作成等の際にも有効に活用されている。

(6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を開設していない。

(7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

本学 4 階の「講義室」、2 階の「ラーニング・commons」には AV 機器、ビデオ映像出力可能なモニター、プロジェクターが設置されており、これらを活用した授業が展開されている。

3 階の「第一音楽室」から「第四音楽室」には各室 2 台ピアノが設置されている。授業では主にピアノ実技指導で使用し、それ以外は学生が自由に練習できる。「第五音楽室」は個人練習用の電子ピアノ 8 台（ヘッドホン付）が設置され、複数人が同時に練習可能である。「第六音楽室」と「音楽ホール」にはグランドピアノがあり、授業時間以外にはいつでも使用できる。「ピアノ練習室」は 6 室あり、アップライトピアノが各 1 台設置されている。

学生は、午前 7 時から午後 7 時まで校内でピアノを練習することができ、本学の学生数から鑑みても十分に練習を行える環境になっていると考える。

同じく 3 階の「調理実習室」は大型冷蔵庫、電子レンジ付き調理台、調理器具、食器類、プロジェクター付き教卓を整備している。

2 階には「美術室」と「保育実習室」がある。「美術室」は講演台、木製テーブル 13 台、木製椅子 50 台、大型流し台 3 台を設置している。DVD 機器、スピーカー、スクリーン、プロジェクターの他、作品を展示するための作品用乾燥棚 3 台、ピックアップレーン 5 台を備えている。

「保育実習室」は模擬保育に対応すべく設置した教場である。沐浴人形をはじめ保育所が保有している各種備品を整備している。

このように学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品は十分に備わっているものと考えている。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センターを有している。

本学の図書館は、395,64 m²であり適切な面積である。座席数は閲覧スペース及び作業スペースとして 71 席設けられているほか、PC 作業用スペース (AV 試聴可) として 9 席設けられており、本学の運営上適切な規模を有しているといえる。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

① 購入選定システムや廃棄システムが確立している。

選定システムは、単行本は、「清和大学短期大学部図書館収書規則」に基づき適切に行われている。雑誌については、「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」によって選定されている。図書等の廃棄システムについても確立しており、蔵書に関しては、「清和大学短期大学部図書館除籍細則」に基づいて、雑誌に関しては、「清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則」に定める廃棄期間に基づいて適切に行われている。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

蔵書は図書約 27,400 冊、雑誌 80 種に加え、紙芝居等も多数保有しており、本学の教育課程編成の方針に基づき、保育者養成に必要と考えられる図書や雑誌は、概ね整備されている。特に、学生の教育実習、保育実習に対応できるように、絵本や紙芝居などの資料整備やピアノの演奏技術向上のための CD なども取り揃えており、学生からも好評を得ている。図書館は開架式で学生が蔵書や資料を手軽に手に取り利用できるように配列してあり、ゆったりとした空間は、読書に必要な照度を保ち、学生の勉学に適した場となっている。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

運動場と同様に併設の清和大学と一部共有であるが、十分なスペースを確保しており面積は適切である。お互いの授業時間等を調整することにより、授業を展開する上での問題は発生していない。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での授業を行う場合、適

切な場所を整備している。

多様なメディアを利用した教室等以外の場所での授業は、想定していない。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。

本学においては、固定資産、消耗品及び貯蔵品等の管理については、「学校法人君津学園経理規程」及び「学校法人君津学園固定資産及び物品管理規程」に基づいて適切に管理しており、調達から維持管理、廃棄に至るまで、適切に実施されている。

(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理についても前述の規程に基づいて行われており、学校運営上必要となる固定資産等についての整備体制も構築されている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、「清和大学短期大学部消防計画」を整備しており、木更津市消防本部への届出もなされている。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

防災対策として、毎年 11 月に避難訓練及び消火訓練を実施すると共に、木更津市消防署職員の指導の下、火災・地震の際の対応の仕方や救急救命法についての指導を受け、学生及び教職員の防災に対する意識の向上を図っている。設備関係の点検については、外部業者に委託しており、関係法令等に基づいて、電気設備点検、消防設備総合点検、貯水槽清掃等を実施している。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報システムのセキュリティ対策については、「清和大学短期大学部コンピュー

タネットワークシステム管理規則」「清和大学コンピュータネットワーク利用規則」等を定めており、これらの規則に基づく適正な使用を徹底している。また、学内ネットワークについては、学生と教職員用を完全に分離しており、ファイアウォールやウイルス対策ソフトなどを駆使することによって、情報セキュリティについて問題は生じてはいない。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

省エネルギー対策については、「君津学園エコ活動ルール」を定めており、照明、電気製品の使用や空調機器の使用ルール、ガソリンや灯油などの燃料類から消耗品に至るまでの取り組み方針が周知徹底されている。特に夏場の空調機器の使用を抑制すべくクールビズの徹底を呼び掛け、光熱費の削減が達成されている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

《テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源》

<根拠資料>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得さ

せるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

本学においては、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

卒業必修科目「情報処理」の授業を通して Microsoft Office の利用や Google の提供するクラウドサービスに関する説明を学生に対し行っている。教職員に対してはソフトウェアが新規に導入される際には説明会を催している。また、コンピュータ機器の使い方や学内ネットワークの利用方法等については、入学時のオリエンテーションの際に担当教員より丁寧な説明がなされており、その後においても、教職員が使用方法、トラブルの解決方法等について適宜指導を実施している。

(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

5 年をめぐりにサーバーの入れ替えを行っており、令和 2 年末に入れ替えを行った。端末のアップデートに関しても適宜行っており、セキュリティー対策も万全である。

(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

現在、教員に「情報統括責任者」および「システム責任者」を配置している。また、令和 3 年からは新たに情報センターを設立し、職員を常駐させ情報機器の整備にあたっている。

(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

学内の情報機器は、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう整備されている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

校舎内には LAN が敷設されており、教員の研究室、事務室、就職資料室、図書館等にコンピュータ端末が設置され、また、校舎内には Wi-Fi が整備され、授業、研究活動、学生指導といった様々な用途に活用されている。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

全教室にプロジェクター及びスクリーンを設置しており、映像を使用した授業を展開することによって、学生に対する理解と学習意欲の向上に努めている。これらの設備を活用して、映像資料、動画資料等を積極的に学生に提供する教員も少なくなく、このような取り組みが学内においても徐々に浸透しつつあると感じている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

併設の清和大学と共有している 1205 教室、1206 教室には、合わせて学生用 PC36 台及び教員用 PC2 台が設置されており、情報処理に関連する授業はこの教室で実施されている。DVD 再生機、モニター、プロジェクター、スクリーンも設置されていることから当該講義室は、マルチメディア教室としての機能を有しており、様々な授業においても活用されている。

保育実習室では、友好的な保育環境設定を学ぶことができるよう、実際の保育室を模したつくりになっている。また、ラーニング・コモンズは、グループでのディスカッションや学生同士の教え合いなど、会話しながらの学習を通して、新しい学びの可能性を生み出す学び合いの場として設定されている。プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等が設置されており、自由に机や椅子を動かして、主体的に学びの場を創造することができる。調理室は、離乳食や幼児の弁当作りなどの演習が行えるよう、最新の設備を有している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし